法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）

平成二十三年十月十一日

法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務（松江地方法務局雲南支局の管轄が松江地方法務局に限るにおいて取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松江地方法務局出雲支局

平成二十三年十月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十八号）の規定によりその商業登記の事務が高知地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の高知地方法務局安芸支局及び香美支局

附　則

この告示は、平成二十三年九月三十日から施行する。

○法務省告示第四百五十号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年九月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

北海道空知郡砂川町字南本町百六十一番地　砂田　常滅

同町字北本町百七十八番地　田村吉次郎

同町字奈井江六番地　遠藤　秀壽

同町字北本町三百七十八番地　星　松寿

○法務省告示第四百五十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年十月三日から効力を生ずる。

平成二十三年九月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

横浜地方法務局所属　室井　和弘

さいたま地方法務局所属　菅原　崇

長野地方法務局所属　柿村　清

京都地方法務局所属　園部　秀穂

広島法務局所属　見越　正秋

仙台法務局所属　柏村　隆幸

○外務省告示第三百三十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十三年九月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

在日本国大韓民国大使館周辺地域

期間	地域
平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで	東京都新宿区　富久町（八番、九番） 左門町 須賀町 内藤町（一番） 愛住町 舟町 新宿一丁目 四谷三丁目 四谷四丁目 大京町 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点（ただし、内藤町一番に接する新宿御苑の部分を除く）。

○財務省告示第三百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一・九トン
四	一〇、三六六トン
五	五一七トン
六	九トン
七	二四・八トン
八	一八・七トン
九	一七、三二三トン
一〇	一、七六四トン
一一	一一、〇七一トン
一二	三五、六八五トン
一三	二、八七二、六九〇トン
一四	六二二、二二七トン
一四の二	三一六、三〇二トン
一五	八三トン
一六	四、一七二トン
一七	五〇、六三〇トン
一八	七、七二二トン
一九	五六六トン
二〇	一七〇トン
二一	一三、一八二トン
二二	二九八トン
二三	一、六九二トン
二四	一七トン
二五	○トン
二六	一、六九五トン
二七	四、八六二トン
二八	一トン
二九	二〇七トン

○財務省告示第三百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万三百四十トン

二　冷凍牛肉　十二万六千六百十五トン

○財務省告示第三百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十万六千二十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十万六千五十五トン

○厚生労働省告示第三百六十三号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十四年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万四千九百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子